

議案第9号

加西市障害者福祉年金条例の制定について

加西市障害者福祉年金条例を、別紙のとおり制定する。

平成29年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市障害者福祉年金条例

(目的)

第1条 この条例は、社会保障の理念に基づき、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対し、福祉年金（以下「年金」という。）を支給することにより、その生活の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者（児） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級、2級又は3級である者
- (2) 知的障害者（児） 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所において知的障害の程度がA又はB(1)と判定された者
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害の程度が、1級又は2級である者
- (4) 援護者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき支給決定を行った者
- (5) 市民税世帯非課税者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、年金の支給が行われる月の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されていない者（市の条例で定めるところにより市民税を免除された者を含むものとする。）

(受給資格者)

第3条 年金の支給を受けることのできる者（以下「受給資格者」という。）は、前条第1号から第3号までに規定する者であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者（本市以外の市町村の援護者を除く。）又は本市の援護者
- (2) 市民税世帯非課税者

(年金の額)

第4条 年金の額は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者（児）

ア 1、2級の者 年額 25,000円

イ 3級の者 年額 18,000円

(2) 知的障害者（児）

ア 重度の者 A 年額 25,000円

イ 中度の者 B(1) 年額 18,000円

(3) 精神障害者

ア 1級の者 年額 25,000円

イ 2級の者 年額 18,000円

(受給権の決定)

第5条 年金を受ける権利（以下「受給権」という。）は、受給資格者又はその親権者若しくは後見人の申請に基づいて、その障害の程度に応じ市長が決定する。ただし、年金の受給資格が重複する場合は、優位な年金額とし、重複して支給しない。

(年金の支給)

第6条 年金は、申請した日の属する年度から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する年度をもって終わるものとする。

(受給権の喪失)

第7条 受給権を有する者（以下「受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その権利を失う。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(年金の支給期日)

第8条 年金は、9月末日までに受給権が発生している場合、毎年10月に支給し、それ以降に受給権が発生した者については、3月に支給する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(未支給年金)

第9条 年金の受給権者が死亡した場合におけるその者が受けるべき年金は、受給権者の遺族に支給する。

(返還)

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により年金の支給を受けた者に対しては、既に支給した額の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(加西市心身障害者養護年金条例の廃止)

2 加西市心身障害者養護年金条例（昭和 45 年加西市条例第 9 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、加西市心身障害者養護年金条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(審議資料)

加西市心身障害者養護年金を廃止し、新たに障がい者の生活の向上を図るために障害の程度が重度及び中度の障がい者で、かつ市民税世帯非課税者を対象とした年金を支給するための条例を制定するもの。(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

【概要】

障害の種類・程度	支給額(年額)
身体障害者1・2級のもの	25,000円
身体障害者3級のもの	18,000円
知的障害者Aのもの	25,000円
知的障害者B1のもの	18,000円
精神障害者1級のもの	25,000円
精神障害者2級のもの	18,000円

政策等の形成過程説明資料

平成29年3月定例会

議案等の件名	議案第9号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	加西市障害者福祉年金条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

障害者総合支援法をはじめとする法令の整備に伴い、障害者施策については、従来の現金給付から現物給付へと替わってきており、日常生活に必要なサービスの提供や社会参加の促進につながる環境の整備等に重点を置いて取り組んできている。
 そこで、一定の役割を終えた心身障害者養護年金を廃止するとともに、新たに障害者福祉年金を創設して、給付の必要な低所得者に対して生活の向上を支援することを目的とする条例を制定するもの。

②【検討した他の政策等の内容】

- ①福祉医療費助成の対象に精神障害者2級を加える。
- ②福祉タクシー券利用制度の拡充(1回当たりの利用を2枚まで拡大)
- ③障害者団体に対し組織活動強化等の支援を図るために助成金を交付

③【他の自治体の類似する政策との比較】

県内22市町が制定している。北播5市1町では全て制定
 西脇市福祉年金、三木市市民福祉年金、小野市福祉年金、加東市福祉年金、多可町心身障害者(児)福祉年金

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策6	身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり
基本計画	施策19	地域で支え合う安心の暮らし

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	加西市障害者基本計画
策定年度	平成26年度
計画期間	平成27年度から平成32年度の6年間

⑤【関連する法令及び条例、規則】

加西市心身障害者養護年金(昭和45年加西市条例第9号)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
18,480				18,480

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

重度(身障1・2級、療育A、精神1級) 年額25,000円 対象見込数約520人
 中度(身障3級、療育B1、精神2級) 年額18,000円 対象見込数約300人

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

障害者団体と意見交換会及び説明会を実施 平成28年12月～平成29年1月 延べ9回
 平成29年2月3日～2月13日パブリックコメント実施

⑨【政策の効果予測】

障害施策の個別施策、サービスの促進

担当部局	担当課	添付資料の有無
健康福祉部	地域福祉課	有 無